

随意契約理由

令和7年(2025年)5月19日

契約担当課名	健康推進課
発注担当課名	健康推進課
契約名称	軽貨物車の賃貸借契約
契約内容	軽貨物車（1台）の再リース契約
契約締結日	令和7年4月11日
及び契約期間	令和7年5月29日から令和9年5月28日まで
契約の相手方 (所在地・名称)	日本カーソリューションズ株式会社 大阪営業第二部 大阪市中央区本町3-5-7
契約金額	422,400円
随意契約理由	(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当) 今回再リースする物件は、平成27年5月29日から長期契約でリースしたもので、これまで安定して利用しており、車両の状態は良好である。 また、長期契約満了時にはリース元である日本カーソリューションズ株式会社の資産としての残価値が減価償却により減少し、安価で再リースすることができるため、本件事業者と随意契約を行う。